

鳥取県内市町村アンケート結果

【実施方法】 アンケート調査

【実施目的】 大規模災害時における在宅避難者の安否確認などの現状を把握し、D-VICS の開発に向けた課題を整理することを目的とする。

【アンケート内容】

<市町村向け>

- (1) 大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否確認について
- (2) 大規模災害時の在宅避難者（平時より市町村で把握している障がい者や高齢者）に対する支援について
- (3) 大規模災害時における市町村で保持している個人情報の他団体との共有について
- (4) 災害時における要配慮者の個人情報の県、県保健所、市町村等での共有について

<社協向け>

- (1) 災害時に県に設置される保健医療福祉調整本部における貴団体の役割について
- (2) 災害時の在宅避難者も視野に入れた DWAT の対応における課題について

【実施対象】

鳥取県内 19 市町村、鳥取県災害福祉支援センター

アンケート調査結果①

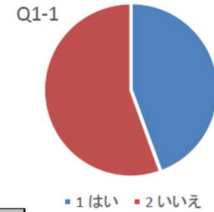
【回答数】

- ・鳥取県内9市町村：【市】米子市、倉吉市、【岩美郡】岩美町、【八頭郡】若桜町、【東伯郡】湯梨浜町、琴浦町、北栄町、【西伯郡】南部町、【日野郡】江府町

【安否確認について】

Q1-1 大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否状況は確認できるようになっていますか？

1	はい	4	44%
2	いいえ	5	56%
合計		9	100%



Q1-1	大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否状況は確認できるようになっていますか？（いいえの理由）
	・個別避難計画個票にて該当者を抽出してまとめているが、災害時の運用体制をまだ構築できていない。 ・入所者などの確認状況は施設等から確認できるが、在宅の全ての対象を把握することは現実的に困難であり、課題解決のため避難行動要支援事業に取り組んでいる。 ・避難行動要支援者台帳の登録者と、避難所の受付簿により避難状況は確認できるが、安否状況は登録者個人に電話連絡で対応することになる。大規模災害時に対応ができるかが疑問。 ・すべての障がい者、高齢者に係る確認体制が整備できていないため ・要援護者台帳の整備はできており、対象者の把握はできるが、避難や安否状況を確認するように整理できていない

アンケート調査結果②

【安否確認について】

Q1-2	大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否状況を確認する場合の調査方法（もしくは災害発生時に想定している調査方法）と課題があれば教えてください。（調査方法）
	・福祉部局が社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員等と連携し、安否確認を行う。 ・登録している連絡先等への確認。民生委員・自治会等への確認。 ・町、社協、ケアマネにより直接状況確認を行う。 ・直接電話による安否確認、聴覚障がい者へは直接訪問、その他の確認方法は自治会長・民生委員又は隣近所・親族に確認する。
Q1-2	大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否状況を確認する場合の調査方法（もしくは災害発生時に想定している調査方法）と課題があれば教えてください。（課題）
	・行政が一方向的に計画しているだけで、平時からの連携及び訓練が行われていないため、実効性に疑問がある。 ・すべての人を網羅できていない。連絡手段の途絶、個別の自主避難等に十分対応できない。 ・概ね状況確認は可能と考えてる。 ・確認に時間を要す。

アンケート調査結果③

【安否確認について】

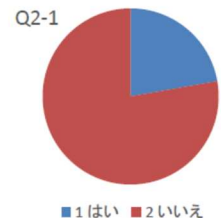
Q1-2	特に避難所に避難していないことが判明した障がい者や高齢者の方について、追跡調査を行いますでしょうか？行う場合はその安否確認の調査方法（もしくは災害発生時に想定している調査方法）や課題を教えてください。（調査方法）
	・福祉部局が社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員等と連携し、安否確認を行う。 ・登録している連絡先等への確認。民生委員・自治会等への確認。 ・直接状況確認を行うこととしており、必要な場合は追跡調査を行う。 ・電話確認又は直接訪問。
Q1-2	特に避難所に避難していないことが判明した障がい者や高齢者の方について、追跡調査を行いますでしょうか？行う場合はその安否確認の調査方法（もしくは災害発生時に想定している調査方法）や課題を教えてください。（課題）
	・行政が一時的に計画しているだけで、平時からの連携及び訓練が行われていないため、実効性に疑問がある。 ・すべての人を網羅できていない。連絡手段の途絶、個別の自主避難等に十分対応できない。 ・概ね状況確認は可能と考えている。 ・確認に時間を要す。

アンケート調査結果④

【在宅避難者の支援について】

Q2-1 大規模災害時の在宅避難者（平時より市町村で把握している障がい者や高齢者）に対する支援は行えるようになっていきますか？

1	はい	2	22%
2	いいえ	7	78%
合計		9	100%



Q2-1	大規模災害時に平時より市町村で把握している障がい者や高齢者の避難や安否状況は確認できるようになっていきますか？（いいえの理由）
	・該当者の人数に対して、支援を行う職員数が不足しており、対応が困難 ・全数把握が困難であり、現在、個別日避難計画の作成の途中である。 ・部分的に行えるが、対象者を網羅できていない。 ・現時点で具体的な支援の方法等について決まっていない。 ・避難行動要支援者台帳により要配慮者の避難に対する支援者は決められているが、在宅避難者については個別に支援する体制はとっていない。 ・すべての在宅避難者に対しての支援体制が整備できていないため ・要援護者台帳の整備はできており、対象者の把握はできるが、避難や安否状況を確認するように整理できていない

アンケート調査結果⑤

【在宅避難者の支援について】

Q2-2	大規模災害時の在宅避難者の要配慮者（平時より市町村で把握している障がい者や高齢者）に対する支援の対応方法（想定している対応方法）と課題があれば教えてください。 特に在宅避難者の要望は一人ひとり異なるものと思われますが、その対応方法（想定している対応方法）を教えてください。（調査方法）
	・福祉部局が社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員等と連携し、支援を行う。 ・直接訪問を行い、支援物資等の困りごとに対応。
Q2-2	大規模災害時の在宅避難者の要配慮者（平時より市町村で把握している障がい者や高齢者）に対する支援の対応方法（想定している対応方法）と課題があれば教えてください。 特に在宅避難者の要望は一人ひとり異なるものと思われますが、その対応方法（想定している対応方法）を教えてください。（課題）
	・行政が一方向的に計画しているだけで、平時からの連携及び訓練が行われていないため、実効性に疑問がある。 ・人数によっては対応に時間を要す。 ・人員確保が難しい。

アンケート調査結果⑥

【個人情報の他団体との共有手続きについて】

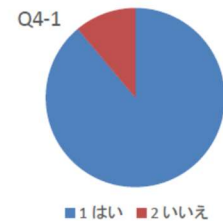
Q3	大規模災害時の在宅避難者の要配慮者（特に障がい者や高齢者）への対応について、市町村職員で人手が不足している場合には、社協やNPO団体との連携が考えられますが、市町村で保有している個人情報をこれらの団体と共有するために必要な発災前後の手続きはどのようなものだと想定されていますか？
	・障がい者や高齢者本人から、個人情報の外部提供について同意を得たうえで、社協等と連携することが想定される。
	・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、情報提供先への守秘義務を課せるとともに、漏えい防止措置を行う。
	・本人同意が原則だが、フォローがしきれない。現在、当市では提供について、条例化制定予定であり、Q3の課題解決に取り組みの途中である。
	・生命・財産を保護する用途においては提供先は限られるが情報を共有できるものとしている。
	・平時から社協、ケアマネと情報を共有している。
	・定期的な情報共有と情報の更新作業。
	・必ずしも社協やNPO法人と連携するとは限っていないため、発災前の手続きは想定していない。発災後であっても、大規模災害であれば支援のために必要な情報共有することは仕方ないと思われる。
	・要支援者名簿掲載時、個別避難計画作成時の同意取得 ・発災直後の名簿等情報提供が、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 2 号の適用となるかの検討
	・あらかじめ協定等で確認を行っておく

アンケート調査結果⑦

【個人情報の他団体との共有について】

Q4-1 要配慮者の個人情報を県や県保健所と市町村等が共有することにメリットはありますか？

1	はい	8	89%
2	いいえ	1	11%
合計		9	100%



Q4-1

災害時に医療・保健・福祉領域の支援を調整するために、厚生労働省から県に対して保健医療福祉調整本部を設置することが求められます。しかし、実際には高齢者・障がい者、生活困窮者などの平時の個人情報や、在宅避難者も含めて発災後に取得した個人情報は、市町村や相談業務等の受託者が保有しており、他方、指定難病患者の個人情報は県が保有しています。

このような状況の中、要配慮者の個人情報を県や県保健所と市町村等が共有することにメリットはありますか？（いいえの理由）

・個人情報保護の観点から、平時においては、情報共有することではなく、災害時に必要な情報のみ共有することが望ましい。

アンケート調査結果⑧

【個人情報の他団体との共有について】

Q4-2

要配慮者の個人情報を県や県保健所と市町村等が共有することによるメリットと課題をご記載ください。（メリット）

- ・情報把握していることで、初動対応が迅速となる。
- ・救護が必要な者に対する医療救護が十分に実施できる体制づくり。
- ・本市のみでは把握できない避難行動要支援者として避難支援等が見込まれる者を適切に把握し、避難行動要支援者に登録することができる。また関係機関への情報提供について本人の同意確認を定期的実施することが可能となる。
- ・避難確保計画非同意の方など、情報、共有することにより横断的なフォロー、支援策が早く対応が可能。
- ・避難先や必要物資などの検討材料としてメリットはあると思われる。
- ・町では指定難病患者の情報がないため、町の支援等の対応において情報の共有は有効であると考えるが、現時点で県と情報共有についての協議等を行っていない。
- ・町が知りえない情報を、県から得ることができる。
- ・情報共有することで、発災時の支援が円滑に行われることが考えられるため
- ・あらかじめの情報共有により、スムーズに安否確認できる

アンケート調査結果⑧

【個人情報の他団体との共有について】

Q4-2	要配慮者の個人情報を県や県保健所と市町村等が共有することによるメリットと課題をご記載ください。(課題)
	・本市より避難行動要支援者名簿等の情報提供はできない。 ・相互の情報が更新された際の共有方法の確立 ・情報の受入れ態勢が整っていないため、有効に活用できるか、情報の保護ができるかには課題がある。 ・公文書の收受、情報を得るための手続きが煩わしい。 ・いつ、どのように情報共有を行うか
Q4-3	要配慮者の個人情報を県や県保健所と市町村等が共有するための発災前後に必要な手続き(貴市町村対内及び対外)はどのようなものと想定されますか？
	・県及び全市町村による条例の整備。 ・名簿情報の共有に際し情報漏えいを防止するため、情報共有先への守秘義務を課せるとともに、漏えい防止措置を行うための誓約書等の提出。 ・対内:防災部局と福祉部局等、関係部局間の連携 ・対外:行政間での連携体制の構築 ・情報の伝達・保護の流れを各部局で確認しておくことが必要。 ・県との協議が必要であり、現時点では不明である。 ・定期的な情報共有や発災後の支援策について予め打合せを行う。 ・取り決めの承認または協定